

事業計画の概要(処分)

更新日：平成 30 年 10 月 13 日

1.全体計画の概要

- (1) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さは、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設に搬入し、選別後貯留ピットに貯留し、燃焼状態に応じて天井クレーンにより連続的に炉内に投入して焼却処理を行う。
- (2) 廃酸、廃アルカリは、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設に搬入し、燃焼状態により炉内噴霧による焼却処分を行う。
- (3) 廃油は、自社または収集運搬業者などにより自社焼却施設に搬入し、性状に応じた廃油投入装置を経て、燃焼状態により炉内噴霧または直接燃焼による焼却処分を行う。
- (4) 汚泥は、自社または収集運搬業者などにより、自社焼却施設に搬入し、汚泥投入装置で乾燥キルン部を経て、炉内で焼却処分を行う。
- (5) 金属くずは、選別後リサイクル可能な物は圧縮処理してリサイクルする。
リサイクルできない物や焼却不適物および焼却処分に伴う残さは、オオノ開発(株)東温処分場の管理型処分場に埋立処分する。

(特別管理産業廃棄物)

- (6) 感染性廃棄物は、自社又は収集運搬業者により自社焼却施設に搬入し、専用容器ごと焼却処分する。
- (7) 廃酸・廃アルカリは、自社又は収集運搬業者により自社焼却施設に搬入し、炉内噴霧による焼却処分を行う。

2. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

廃棄物の飛散、流出および地下浸透を防止するため、施設の西側には鋼製の塀、東側には金網の塀を巡らせるとともに、施設内は緑地帯を除いて全面舗装を行い防塵を図るとともに、廃棄物処理に使用する重機類による舗装の損耗を防止するための鉄板を、必要な範囲に敷設する。

公共水域の汚染を防止するため雨水排水溝を設け、場内雨水は2カ所の雨水沈殿分離槽に集水し、沈殿処理後施設外に放流する。

管理事務所の生活排水は、設置された浄化槽にて処理後、排水管を經由して今出港に放流する。

屋外に設置される廃液、廃油類の貯留タンクには、防油堤、防液堤を設置して施設外への流出を防止する。

その他の廃棄物および燃え殻、ばいじん類は、すべて屋内保管または貯留し、飛散流出を防止する。

建家内の臭気は、燃焼および補助燃焼装置の燃焼用空気として送風機で吸引し、炉内に供給することにより高温での酸化分解を行い、臭気の発散を防止する。

(2) 保管施設において講ずる措置

固形状の廃棄物は、焼却のための事前選別、破碎を経たのち、屋内に設置された鉄筋コンクリート造の半地下式固形物ピット内に貯蔵し、廃棄物が飛散、流出、地下浸透および悪臭を発生させないようにする。

汚泥貯留槽には、専用の臭気吸収設備を設置し、臭気発散を防止する。

廃酸、廃アルカリおよび液状の廃油は、棒油堤を設置した貯留タンクに貯留し、堆積した防油堤内の液体はそれぞれの焼却設備で炉内で蒸発、焼却する。

また、適正保管量を超えないように厳重に管理するとともに、廃棄物の性状に変化が生じない内に適正な処理を行う。

(3) その他

処理する廃棄物を含め、その他の廃棄物の取扱上の留意事項や、受入可否および不測の事態の発生時における適切な対応の方法を日常の教育、訓練により、従業員に継続して周知徹底させる。

また、市、県、廃棄物協会その他の関係機関の主催する講習会などへも積極的に参加し、従業員の訓練に役立てることを継続し行う。

3. 処分する産業廃棄物の種類及び処分目標量

廃プラスチック類・・・8,000 t 廃油・・・450t 木くず・・・1,500 t

紙くず・・・400 t 繊維くず・・・500 t 動植物性残渣・・・500 t

汚泥・・・1,700 t 廃酸・・・8t 廃アルカリ・・・150t

感染性廃棄物・・・250t 廃酸(特管)・・・3 t 廃アルカリ(特管)・・・10 t

金属くず・・・50 t